

# 九州ITS利活用研究会

**QPITS** / Practice group of ITS in Kyushu

第7回会合資料 ワーキンググループ2

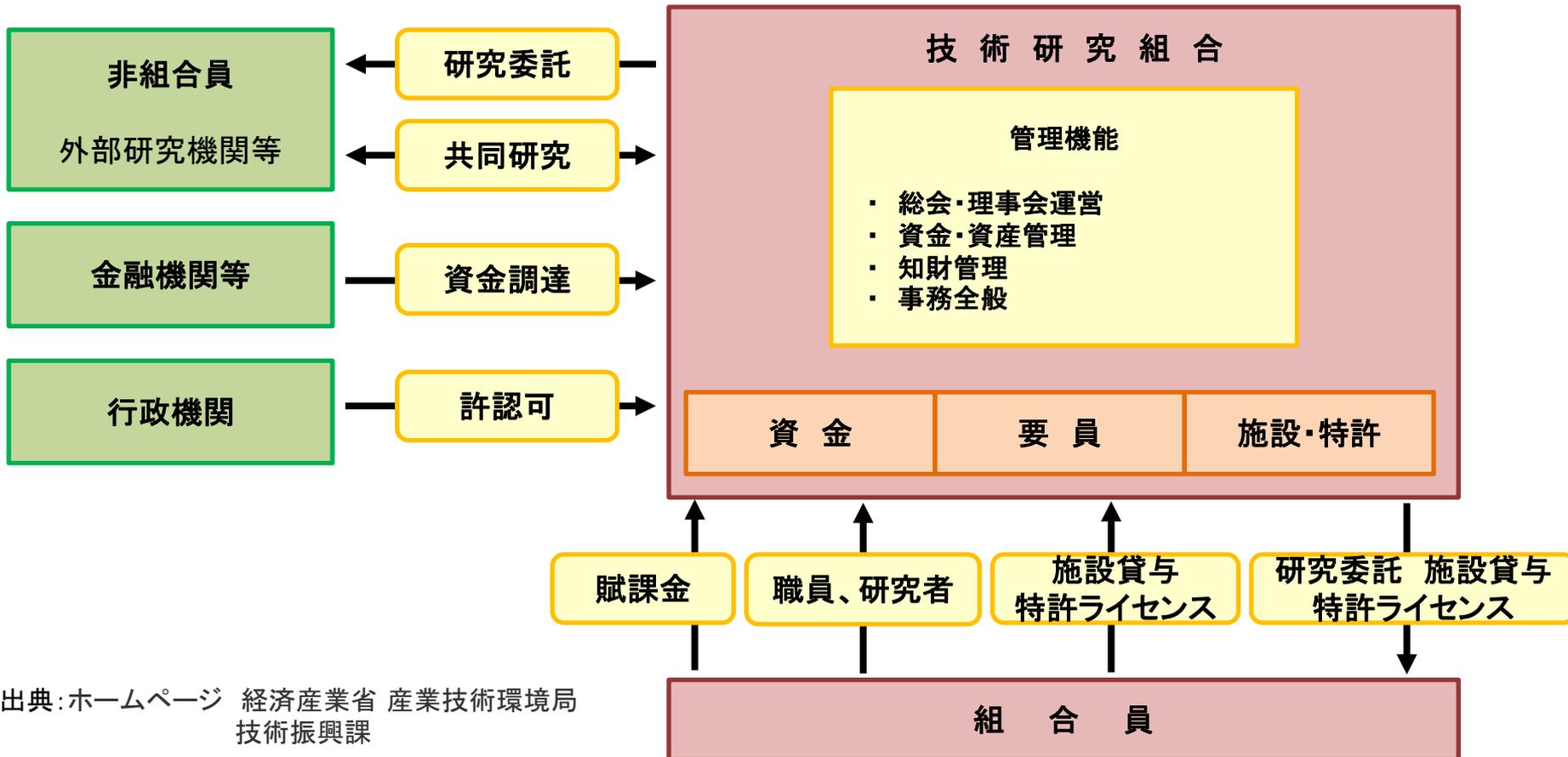
2012年6月12日

九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)



# 技術研究組合の活用概要(案)

- 共同研究開発や運用資金、実証実験設備などの管理を行う。
- 組合員が所有するコンテンツ、APIなどの著作権の保護と利用を図るため著作権の使用許諾の管理を行う。
- 事業計画の作成や運営管理、資金・資産の管理、知財管理その他事務全般を担う。
  - ・組合員総会や理事会などの意思決定機関があるため、組織運営の透明性や信頼性を高めることができる。
  - ・雇用や賃貸借契約、口座開設、金融機関からの借入、行政許認可の取得、知的財産権の管理・登録などを技術研究組合の名義で行うことができる。



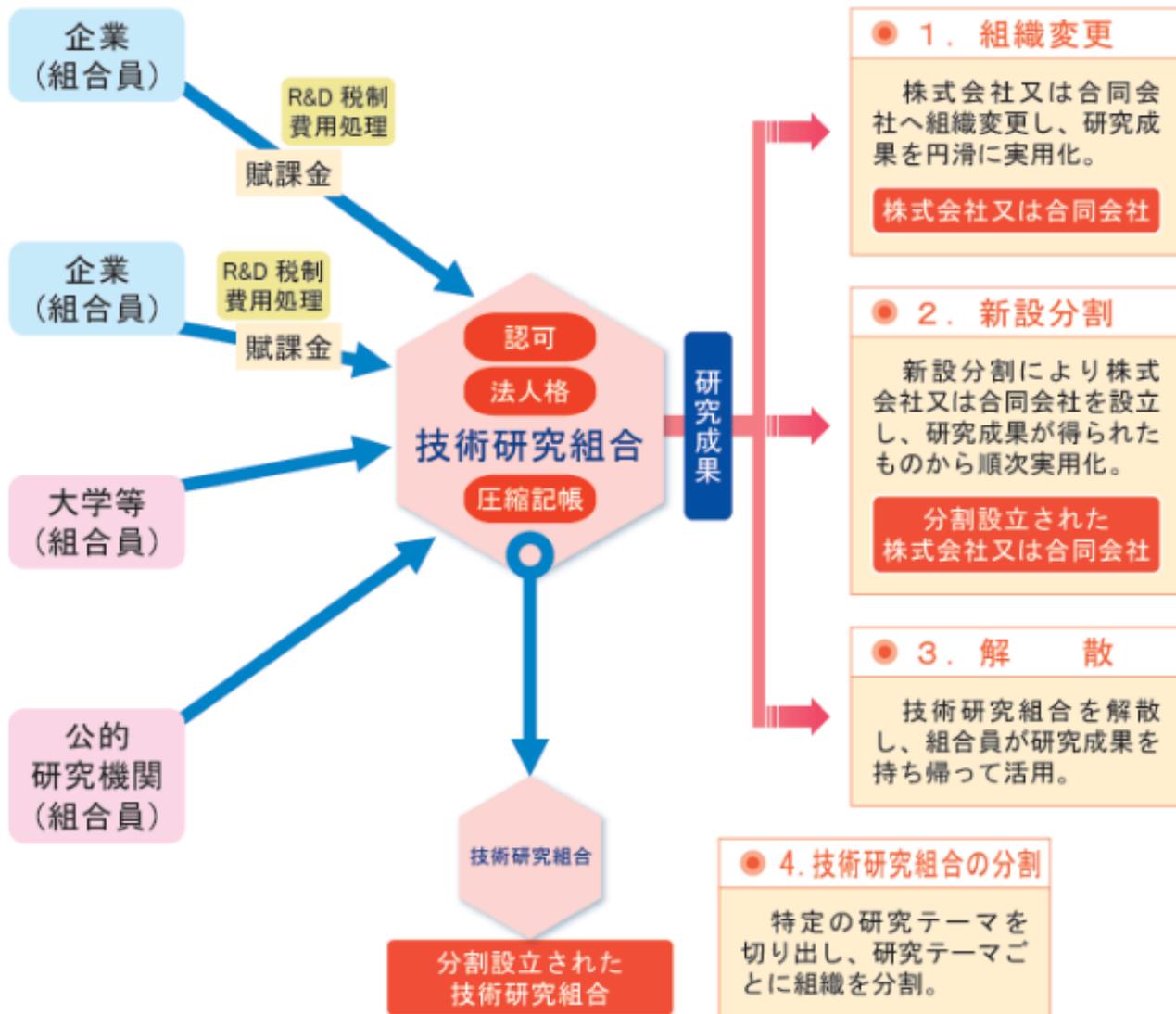
出典: ホームページ 経済産業省 産業技術環境局 技術振興課

## 技術研究組合とは

技術研究組合は、産業活動において利用される技術に関して、組合員が自らのために共同研究を行う相互扶助組織(非営利共益法人)です。各組合員は、研究者、研究費、設備等を出しあって共同研究を行い、その成果を共同で管理し、組合員相互で活用します。

平成21年の改正により、研究開発終了後に会社化して研究成果の円滑な事業化が可能になるなど、従来よりも使いやすい制度になりました。今後は、大企業、中小ベンチャー企業、大学・公的研究機関等により幅広く活用されることが期待されます。

## 技術研究組合制度の概要



## 技術研究組合の特徴

### 法人格がある（認可法人）

組合員から独立した法人格を有する共同研究組織です。

各種取引の主体や登記等の名義人になることができます（雇用、賃貸借契約、金融機関の口座開設、資産の保有・管理、行政許認可申請、不動産登記、特許権の登録など）。

主務大臣への設立認可申請や届出、組合員総会・理事会の開催などを通じて、組織運営の透明性と信頼性が高まります。

### 組合員資格

共同研究の成果を直接または間接に利用する者（法人・個人、外国企業・外国人を含む）が組合員になることができます。

大学や試験研究独立行政法人、高専、地方公共団体、試験研究を主たる目的とする財団 等が組合員として参加できるため、産学官連携の器として活用できます。

### 賦課金（ふかきん）による運営（費用処理）

組合員は、技術研究組合に支払う賦課金を費用処理できます（研究開発税制の適用あり）。

組合員は、賦課金の限度で技術研究組合及び第三者に責任を負います。

技術研究組合は非出資組織であるため、その事業に必要な費用を組合員に賦課します。組合員は技術研究組合に賦課金を支払いますが、技術研究組合の財産に対する持分は取得しません。組合員の議決権及び選挙権は、賦課金の負担割合にかかわらず平等です。

### 圧縮記帳

技術研究組合が、賦課金をもって、試験研究用資産を取得し、又は製作した場合は、1円まで圧縮記帳でき、減額した金額に相当する額を損金の額に算入できます。（租税特別措置 法66条の10）